

印紙税額一覧表（完全版）

印紙税法 別表第一 全20文書区分 / 2026年現行税率

本一覧は、印紙税法別表第一に定める第1号～第20号文書の全区分について、課税対象・税額階級を網羅したものです。なお、不動産売買・建設工事に関する契約書（1号・2号）の軽減税率は2027年3月31日まで適用される予定です。本表は本則税率を掲載。

第1号文書：不動産・船舶等の譲渡契約書 / 地上権・土地賃借権の設定譲渡契約書 / 消費貸借契約

不動産売買契約書、土地賃借借契約書、金銭消費貸借契約書、運送契約書を含む。軽減税率（不動産売買・建設工事）は2024年3月31日まで延長されたが、本表は本則税率を掲載。

契約金額	印紙税額
1万円未満	非課税
1万円以上10万円以下	200円
10万円超50万円以下	400円
50万円超100万円以下	1,000円
100万円超500万円以下	2,000円
500万円超1,000万円以下	10,000円
1,000万円超5,000万円以下	20,000円
5,000万円超1億円以下	60,000円
1億円超5億円以下	100,000円
5億円超10億円以下	200,000円
10億円超50億円以下	400,000円
50億円超	600,000円
金額の記載なし	200円

第2号文書：請負に関する契約書

工事請負契約書、システム開発請負契約書、警備請負契約書等。建設工事請負契約は軽減税率対象（～2027年）。

契約金額	印紙税額
1万円未満	非課税
1万円以上100万円以下	200円
100万円超200万円以下	400円
200万円超300万円以下	1,000円
300万円超500万円以下	2,000円
500万円超1,000万円以下	10,000円
1,000万円超5,000万円以下	20,000円
5,000万円超1億円以下	60,000円
1億円超5億円以下	100,000円
5億円超10億円以下	200,000円
10億円超50億円以下	400,000円
50億円超	600,000円
金額の記載なし	200円

印紙税額一覧表（完全版）

印紙税法 別表第一 全20文書区分 / 2026年現行税率

第3号文書：約束手形・為替手形

手形金額により段階課税。10万円未満は非課税。

契約金額	印紙税額
10万円未満	非課税
10万円以上100万円以下	200円
100万円超200万円以下	400円
200万円超300万円以下	600円
300万円超500万円以下	1,000円
500万円超1,000万円以下	2,000円
1,000万円超2,000万円以下	4,000円
2,000万円超3,000万円以下	6,000円
3,000万円超5,000万円以下	10,000円
5,000万円超1億円以下	20,000円
1億円超2億円以下	40,000円
2億円超3億円以下	60,000円
3億円超5億円以下	100,000円
5億円超10億円以下	150,000円
10億円超	200,000円

第4号文書：株券・出資証券・社債券・投資信託受益証券

額面金額の0.05%相当（株券・出資証券）。

契約金額	印紙税額
500万円以下	200円
500万円超1,000万円以下	1,000円
1,000万円超5,000万円以下	2,000円
5,000万円超1億円以下	10,000円
1億円超	20,000円

第5号文書：合併契約書・吸収分割契約書・新設分割計画書

会社法・特定の組織再編に関する書面。

契約金額	印紙税額
一律	40,000円

印紙税額一覧表（完全版）

印紙税法 別表第一 全20文書区分 / 2026年現行税率

第6号文書：定款

会社設立時に作成する原本。電子定款は非課税。

契約金額	印紙税額
一律	40,000円

第7号文書：継続的取引の基本となる契約書

特約店契約書、代理店契約書、業務委託基本契約書等。3か月超かつ更新規定ありが要件。

契約金額	印紙税額
一律	4,000円

第8号文書：預金証書・貯金証書

金融機関が発行する預金証書。

契約金額	印紙税額
一律	200円

第9号文書：倉荷証券・船荷証券・複合運送証券

物流関係の有価証券。

契約金額	印紙税額
一律	200円

第10号文書：保険証券

損害保険・生命保険等の証券。

契約金額	印紙税額
一律	200円

第11号文書：信用状

貿易取引における信用状。

契約金額	印紙税額
一律	200円

第12号文書：信託行為に関する契約書

信託契約書。

契約金額	印紙税額
一律	200円

印紙税額一覧表（完全版）

印紙税法 別表第一 全20文書区分 / 2026年現行税率

第13号文書：債務の保証に関する契約書

保証契約書（主たる債務の契約書に併記する場合は1号文書扱い）。

契約金額	印紙税額
一律	200円

第14号文書：金銭又は有価証券の寄託に関する契約書

寄託契約書。

契約金額	印紙税額
一律	200円

第15号文書：債権譲渡又は債務引受に関する契約書

債権譲渡契約書、債務引受契約書。

契約金額	印紙税額
1万円未満	非課税
1万円以上	200円
金額の記載なし	200円

第16号文書：配当金領収証・配当金振込通知書

株式配当金関係の書面。

契約金額	印紙税額
3,000円未満	非課税
3,000円以上	200円

第17号文書（金銭等受取書）：売上代金等の金銭・有価証券の受取書（領収書）

営業に関する受取書のみ課税。個人間取引・営業に関しない受取書は非課税。

契約金額	印紙税額
5万円未満	非課税
5万円以上100万円以下	200円
100万円超200万円以下	400円
200万円超300万円以下	600円
300万円超500万円以下	1,000円
500万円超1,000万円以下	2,000円
1,000万円超2,000万円以下	4,000円
2,000万円超3,000万円以下	6,000円
3,000万円超5,000万円以下	10,000円
5,000万円超1億円以下	20,000円
1億円超2億円以下	40,000円
2億円超3億円以下	60,000円
3億円超5億円以下	100,000円
5億円超10億円以下	150,000円
10億円超	200,000円

印紙税額一覧表（完全版）

印紙税法 別表第一 全20文書区分 / 2026年現行税率

第18号文書：預貯金通帳・信託通帳・掛金通帳・保険料通帳

一冊につき年200円。

契約金額	印紙税額
一冊につき（1年ごと）	200円

第19号文書：受取通帳・請取通帳・払出通帳等

一冊につき年400円。

契約金額	印紙税額
一冊につき（1年ごと）	400円

第20号文書：判取帳

一冊につき年4,000円。

契約金額	印紙税額
一冊につき（1年ごと）	4,000円

【共通の注意事項】

- ・電子契約書（PDF等の電子的に作成・授受される契約書）は、現行法上は印紙税の課税対象外です。
- ・同一文書に複数の課税事項が記載される場合、最も高い税額が適用されます。
- ・消費税額が区分記載されている場合、税抜金額で判定可能（個別通達による）。
- ・貼付後の消印が必要（割印・スタンプ可）。消印漏れは過怠税の対象。
- ・印紙税を納付しないと「過怠税」として通常税額の3倍が課されます。
- ・自主的に申告し過怠税の軽減（1.1倍）を受けることが可能。
- ・間違って貼った印紙は、税務署で還付申請が可能（過誤納還付）。